

前回会合で委員から指摘のあった 事項への回答について

平成29年12月4日

経 済 産 業 省
環 境 省

指摘事項	回答
① 再商品化等費用について、委託費の内訳などをさらに明らかにするべきではないか。	委託費の内訳としては、管理費、設備費用、ダスト処分費などが考えられるが、こうした内訳を報告徴収により報告を求めることは、製造業者等とリサイクルプラントとの公正な交渉を阻害するおそれがあることから、見送った。 一方、品目別収支の公表対象を、従前の上位5社を今年度から上位7社に拡大するとともに、再商品化等料金の低減が進んでいることを確認し、合同会合に報告した。
② エアコンは量販店以外の多くの部分でBtoBルートで販売されている。BtoB販売チャネルに対する検討を行うことで、回収率が改善されるのではないか。	民間の調査会社の調査結果等から、家電の一定割合がBtoBルートで販売されており、かつ、エアコンについてはその割合が特に高いことが推察されるが、BtoBルートで販売されたエアコンがどのようなルートで廃棄されているかの解明には至っていない。
③ フロン回収について、家電リサイクル法ルートに乗らないものについても、フロン法の罰則が適用されるよう、フロン法の改正を検討するべきではないか。	フロン類対策の制度改正については、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会において検討中である。
④ 世界的な検討の中で、リユースの新しいガイドラインの検討が進んでいるが、日本のリユース基準について、どんな対応しているのか。	リユースに関する国際ガイドラインについては、今年のバーゼル条約締約国会議でワーキンググループをつくり議論していくことが決まったところ。我が国からも1名メンバーに登録し、議論に参画することとしている。
⑤ 消費者の理解促進・普及啓発に関する効果の算定を検討すべきである。	周知・広報の専門家へのヒアリングを行い、これまでの取組についても評価を伺うなどしている。また、更なる効果測定の方法についてもヒアリングを行い検討している。
⑥ 小規模な自治体が、小売業者に引取義務のない廃家電の回収体制を構築できるよう、小売業者との情報連携や消費者への情報発信について、都道府県から自治体へ情報提供すべきである。	都道府県には「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」に関する市区町村向けアンケートの実施にもご協力いただいているところであり、当該アンケート結果を都道府県へ提供するにあたっては、市町村の回収体制の構築支援についてもあわせて要請していく。

指摘事項	回答
⑦ 家電4品目のインターネット販売の割合と、引取りの状況について調べるべきではないか。	統計的な調査は難しいところもあるが、一定の状況をお示しするデータとして、資料3-3により紹介。
⑧ 次回の審議会では、義務外品回収体制の構築が出来ていない自治体の公表をし、同時に今後構築する自治体としてHPIにおいても公表すべきである。	体制構築が完了している自治体のウェブサイトへのリンク一覧を掲載している家電製品協会のウェブサイトの本審議会資料の中で紹介。(資料3-3参照)
⑨ 不用品回収業者対策が未実施自治体が4分の1というのは、回収率向上の取組としては不十分であり、取組の強化を検討すべきである。	昨年度の合同会合後に、市町村職員を対象とした不用品回収業者対策に関するセミナーを東京・愛知・岡山の全国3か所で開催し、延べ258名が参加した。本年度は東京・愛知・大阪・福岡と全国4か所を予定している。(資料3-4参照)
⑩ 廃掃法ルートでの調査については、実態と乖離がないよう、精査・分析すべきであり、調査手法についてもアンケート調査だけでなく、実際の現場に立ち入って調査を行うべきである。	一般・産業廃棄物処分業者に関してはそれぞれ、市町村や都道府県・政令市に監督権限があり、国は原則、立入検査や報告徴収を行うことが出来ない。このため、現状では、アンケート調査がもっとも有効と思われるところであり、今年度は、アンケートの質問項目等に関して、昨年度からの改善を図ったところ。(資料4-1参照)
⑪ 小売業者が引取義務を履行せず廃棄物処理業者をあっせんするパターンがあると聞いており、改善すべきである。	こうした事例については、両省において随時指導を行っており、状況の改善を確認している。
⑫ メーカーは製品設計ガイドラインやマニュアルを作成し、DfEを進めていっているので、そうした取組を紹介すべき。	本合同会合の参考資料8により紹介。